

沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事 試行要領（案）

令和4年1月26日 土技 第1259号

沖縄県土木建築部 技術・建設業課

1 目的

沖縄県では、建設業における労務賃金改善に関する取り組みを促進するため、沖縄県土木建築部発注の建設工事において、総合評価方式や工事成績評点においてインセンティブを付与するモデル工事を試行する。

2 用語の定義

本試行要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

・「労務費見積り尊重宣言」

：建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次下請企業への見積り依頼に際して、内訳明示が進んできている法定福利費に加えて労務賃金改善の趣旨に叶う適切な労務費（労務賃金）を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重することを各企業で宣言すること。

3 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事

（1）対象工事

沖縄県土木建築部が総合評価方式で発注する建設工事で、発注者が必要と認めた工事。

（2）試行内容

次の①、②の両方とも満たす場合は、総合評価方式における企業の能力等の評価として加点を行う。

① 「労務費見積り尊重宣言」

- ・ 申請書及び確認資料提出期限日（自己評価型においては自己評価表提出期限日）までに、入札・契約手続き参加企業は「労務費見積り尊重宣言」をホームページ等において公表する。（経常JVの場合は全ての構成員、特定JVの場合は代表者のみでよい。）

【確認方法】

入札・契約手続き参加企業は「労務費見積り尊重宣言」をホームページ等において公表した事実が確認できる資料（ホームページ等の写し）とそのURLが確認できる資料を入札参加資格確認資料として提出し、発注者はこれを確認する。（経常JVの場合は全ての構成員、特定JVの場合は代表者のみでよい。）

② 入札参加資格確認資料として誓約書（別記様式6-3）

- ・ 入札・契約手続き参加企業は、労務費（労務賃金）を内訳明示する旨を記した誓約書（別記様式 6-3）を入札参加資格確認資料として提出する。（経常 J V または特定 J V の場合は、J V として提出する。）

【確認方法】

入札・契約手続き参加企業は、誓約書（別記様式 6-3）を入札参加資格確認資料として提出し、発注者はこれを確認する。（経常 J V または特定 J V の場合は、J V として提出する。）

(3) 工事成績評定への反映

当面、発注者が行う元請け企業と下請け企業の見積書（以降「見積書」という。）における労務費（労務賃金）の内訳明示確認は、1 次下請け金額上位 1 社に加え、下請金額 3,500 万円以上（当初契約、変更契約含む。）の 1 次下請を対象とする。

また、発注者は、下記 A、B のとおり確認を行い適切に工事成績評定に反映する。

A：受注者が総合評価方式の企業の能力等の「労務費見積り尊重宣言」項目で加点された場合

見積書における労務費（労務賃金）が内訳明示されていない場合は、工事成績評定「法令遵守等_8.その他」で減ずる措置を行う。（総合評価方式で加点された点数を減ずる）

なお、見積書に加え注文書に労務費（労務賃金）が内訳明示されている場合は、「5. 創意工夫」の「その他」において評価する。

B：受注者が総合評価方式の企業の能力等の「労務費見積り尊重宣言」項目で加点がない場合

受注者が工事完成日までに、「労務費見積り尊重宣言」を公表している場合で、見積書における労務費（労務賃金）の内訳明示が行われていることに加え、注文書に労務費（労務賃金）が内訳明示されていれば、工事成績評定「5. 創意工夫」の「その他」において評価する。

4 特記仕様書への記載例

第〇条

見出し：「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事

項：

★★対象工事に記載★★

事項：

本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。

実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領（案）」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」（2018.12.21 日本建設業連合会）等を参照し実施するものとする。

5 公告文への記載例

本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行対象工事である。

総合評価方式における評価の担保として、評価した内容が受注者の責により履行できない場合は、工事成績評価点を減じる措置等を行う。

その他、沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領（案）による。

6 入札説明書への記載例

1 総合評価方式に係る落札者決定基準

(1) 評価項目、評価基準及び得点配分

イ 企業の能力等について（加算点）

評価項目	評価基準	点数	配点
労務費見積り尊重宣言	「労務費見積り尊重宣言」を公表し、下請企業への見積り依頼に際して労務費（労務賃金）を内訳明示する取組を誓約する	1.0	/1.0
	上記以外	0.0	

(ク) 「労務費見積り尊重宣言」（別記様式6-3）

- ◇ 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事において①と②両方を満たす場合に評価する。
- ◇ ①入札・契約手続き参加企業は「労務費見積り尊重宣言」をホームページ等において公表した事実が確認できる資料（ホームページ等の写し）とそのURLが確認できる資料を提出し、発注者はこれを確認する。（経常JVの場合は全ての構成員、特定JVの場合は代表者のみでよい。）
- ◇ ②入札・契約手続き参加企業は、労務費（労務賃金）を内訳明示する旨を記した誓約書（別記様式6-3）を提出する。（経常JVまたは特定JVの場合は、JVとして提出する。）
- ◇ その他、沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領（案）による。

(3) 評価内容の担保（ペナルティー）

	評価細目	減点措置
企業の能力等	労務費見積り尊重宣言に関する事項	-1点

附則

令和4年2月1日より適用する。

（適用時期は、本試行要領（案）適用日以降に予算執行伺いを決裁する工事を対象とする。）